

第35回全国健康福祉祭えひめ大会県予選会実施要項

「ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023 ねんりんを 重ねた^{えがお}愛顔 伊予に咲く」

1 日 時

令和5年5月6日(土) 午前9時開館
1階正面入口より入館

2 場 所

ALSOKぐんま武道館 大道場

3 受付要領

受付時間: 午前9時20分から午前9時40分

受付場所: 大道場正面入口

受付時に持参するもの : 支部名の名札、面マスク、マウスガード、紅白目印

4 参加資格

群馬県内在住の群馬県剣道連盟会員で、支部選出の者。人数制限なし。

昭和39年4月1日以前に生まれた人(令和6年4月1日までに60歳になる人)で本大会全日程参加に支障がない健康な者

但し、前回のねんりんピックの選手を除く。

全国大会は10月28日(土)～10月30日(月)

出発は10月27日(金)の予定

5 年齢基準

① 先鋒・次鋒・中堅 60歳～64歳

② 副将 65歳～69歳

③ 大将 70歳以上

添付書類の年齢早見表を参照

6 試合方法

(1) 試合・審判規則

全日本剣道連盟試合・審判規則・同細則及び主催大会実施にあたっての感染予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判方法)による。

(2) トーナメント戦又はリーグ戦とし、試合時間は4分三本勝負とする。

勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に1本取得したものを勝ちとする。なお、延長戦の試合時間は2分区切りで、延長3回で1回5分の休憩をとり、勝敗の決するまで継続する。

リーグ戦における順位の決定は、勝ち数の多い者、勝ち数が同数の場合は総本数が多い者、同数の場合は、同数者による一本勝負により決する。延長戦は前記と同様とする。

- (3) 竹刀検査について、検査時の持参竹刀は3本までの本数制限となるので、あらかじめ各自、別添「竹刀の基準」を確認・点検してから持参すること。
なお、検査に合格した竹刀が、破損等ですべて使用不可となった場合は、その都度、審判主任に申し出て竹刀検査を実施し、合格した竹刀を使用すること。
竹刀検査は、全日本剣道連盟竹刀検査基準器にて実施する。
- (4) 剣道具については、検査は実施しないが、あらかじめ各自、全日本剣道連盟の別添「剣道用具安全基準の検査要領」を確認して、基準に適用する剣道具にて参加すること。

7 表 彰

大会成績により選手に選出された者

8 申込方法

参加希望者は、各所属支部へ各所属支部締切日までに申し込むこと。

9 その他

- (1) 参加費は無料、傷害保険は連盟にて加入する。
- (2) 組み合わせは当日抽選する。
- (3) 審判員の委嘱は連盟で行う。
- (4) ウォーミングアップを含め、面をつける場合、面マスクの着用は個人の判断に委ねるが、面マスクを着用しない場合はマウスシールドの装着をお願いします。また、基礎疾患のある方、70歳以上の高齢者の方には面マスク及びマウスシールドの着用を推奨します。
- (5) フィジカルディスタンスや手洗い・うがい・消毒を励行し、基本的な感染対策を万全にすること。
- (6) 目印は各自で用意すること。
- (7) 荷物は二階観覧席に置き、貴重品は携行すること。
- (8) A L S O K ぐんま総合スポーツセンター敷地内で喫煙する場合、指定された3か所の指定喫煙所で喫煙すること。
- (9) 群馬県剣道連盟で撮影した写真が、新聞や群馬県剣道連盟ホームページ等で公開されることがある。

年齢早見表

参加手続きに係る「年齢」の記載は、次のとおりとします。

年 齢	生 年 月 日	備 考
100	大正12年4月2日 ～ 大正13年4月1日 の間に生まれた人	
99	大正13年4月2日 ～ 大正14年4月1日 の間に生まれた人	
98	大正14年4月2日 ～ 大正15年4月1日 の間に生まれた人	
97	大正15年4月2日 ～ 昭和 2年4月1日 の間に生まれた人	大正15年と昭和元年は同じ
96	昭和 2年4月2日 ～ 昭和 3年4月1日 の間に生まれた人	
95	昭和 3年4月2日 ～ 昭和 4年4月1日 の間に生まれた人	
94	昭和 4年4月2日 ～ 昭和 5年4月1日 の間に生まれた人	
93	昭和 5年4月2日 ～ 昭和 6年4月1日 の間に生まれた人	
92	昭和 6年4月2日 ～ 昭和 7年4月1日 の間に生まれた人	
91	昭和 7年4月2日 ～ 昭和 8年4月1日 の間に生まれた人	
90	昭和 8年4月2日 ～ 昭和 9年4月1日 の間に生まれた人	
89	昭和 9年4月2日 ～ 昭和10年4月1日 の間に生まれた人	
88	昭和10年4月2日 ～ 昭和11年4月1日 の間に生まれた人	
87	昭和11年4月2日 ～ 昭和12年4月1日 の間に生まれた人	
86	昭和12年4月2日 ～ 昭和13年4月1日 の間に生まれた人	
85	昭和13年4月2日 ～ 昭和14年4月1日 の間に生まれた人	
84	昭和14年4月2日 ～ 昭和15年4月1日 の間に生まれた人	
83	昭和15年4月2日 ～ 昭和16年4月1日 の間に生まれた人	
82	昭和16年4月2日 ～ 昭和17年4月1日 の間に生まれた人	
81	昭和17年4月2日 ～ 昭和18年4月1日 の間に生まれた人	
80	昭和18年4月2日 ～ 昭和19年4月1日 の間に生まれた人	
79	昭和19年4月2日 ～ 昭和20年4月1日 の間に生まれた人	
78	昭和20年4月2日 ～ 昭和21年4月1日 の間に生まれた人	
77	昭和21年4月2日 ～ 昭和22年4月1日 の間に生まれた人	
76	昭和22年4月2日 ～ 昭和23年4月1日 の間に生まれた人	
75	昭和23年4月2日 ～ 昭和24年4月1日 の間に生まれた人	
74	昭和24年4月2日 ～ 昭和25年4月1日 の間に生まれた人	
73	昭和25年4月2日 ～ 昭和26年4月1日 の間に生まれた人	
72	昭和26年4月2日 ～ 昭和27年4月1日 の間に生まれた人	
71	昭和27年4月2日 ～ 昭和28年4月1日 の間に生まれた人	
70	昭和28年4月2日 ～ 昭和29年4月1日 の間に生まれた人	
69	昭和29年4月2日 ～ 昭和30年4月1日 の間に生まれた人	
68	昭和30年4月2日 ～ 昭和31年4月1日 の間に生まれた人	
67	昭和31年4月2日 ～ 昭和32年4月1日 の間に生まれた人	
66	昭和32年4月2日 ～ 昭和33年4月1日 の間に生まれた人	
65	昭和33年4月2日 ～ 昭和34年4月1日 の間に生まれた人	
64	昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日 の間に生まれた人	
63	昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日 の間に生まれた人	
62	昭和36年4月2日 ～ 昭和37年4月1日 の間に生まれた人	
61	昭和37年4月2日 ～ 昭和38年4月1日 の間に生まれた人	
60	昭和38年4月2日 ～ 昭和39年4月1日 の間に生まれた人	

竹刀の基準

一刀の場合

	対 象		中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)	大学生・一般
	長さ	男女共通		114センチメートル以下	117センチメートル以下
重さ	男 性		440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上
	女 性		400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

二刀の場合

	対 象		大学生・一般	
			大 刀	小 刀
長さ	男女共通		114センチメートル以下	62センチメートル以下
重さ	男 性		440グラム以上	280～300グラム
	女 性		400グラム以上	250～280グラム
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

令和2年2月

剣道用具安全基準の検査要領

1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

2 剣道用具確認証の提出及び竹刀計量・検査の方法（手順）

(1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容の不備等ないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

(2)竹刀の全長を測定する。

(3)竹刀の重さの計量を行う。

(4)竹刀検査基準器を使用し、先革の直径（対辺値）、ちくとう直径（対角値）、先革長の測定を行う。

①ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にも向けて計測し、二方向とも計測する。二方向ともに基準値を満たしていない場合は不合格とする。

② ゲージでの計測に支障がある場合は、ノギスにて計測を行う。

(5)竹刀形状の検査を行う。

① 竹刀のささくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。

② 安全性を著しく損なう加工、形状の変更がなされていないか。

③ 先革、中結(位置 1/4)、弦等付属品の安全性に問題ないか。

④ ちくとう部に安全性を損なう不自然な隙間や大きな隙間はないか。

⑤ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で、対辺及び対角値が太くなっていく形状で、十分な太さはあるかノギスにて計測する。ただし、明らかに形状に問題のないものは、検量責任者の判断により計測を不要とすることができる。

(6)上記の計量・検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央内側）に検印を押す。

3 試合場での確認と処理

(1)竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

(2)小手について

審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。規格外と判断したものについては罰則を設けず、次回以降の出場大会での是正を促す。

対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。

検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その1/2を以って判断する。

布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が2.5cm以内かどうかで判断する。

(3)面及び剣道着について

面布団の長さ及び剣道着の袖の長さについては試合上の公平性、相手への影響は大きくないと考える。このことから、選手本人の試合での安全確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈する。したがって、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

(4)当該団体戦または個人戦の第1回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関しての資料とし、確認が必要な場合に使用する。第1回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

(5)剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※(2)(3)については、当該団体戦または個人戦の第1回目の試合後のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証

〇〇大会会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に
即し、下記項目の確認いたしました。

日付：_____年 月 日

_____都・道・府・県

選手氏名：_____印

記

1) 竹刀関連：検査本数：合計_____本（大会検査所提出本数）

- 竹刀の長さ（全長）が適正
- 竹刀の重さが適正
- 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正
- 先から8センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正
- 先革の長さが適正
- 中結の位置（＝全長の約1/4）が適正
- 各ピース（竹）の間隙がない
- 破損・ささくれはない
- 不当な付属品を使用していない
- 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

2) 小手関連

- こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部）の1/2以上を保護している
- 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が2.5センチメートル以内である
- 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

- 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
- 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

- 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上